

運転免許行政処分事務取扱規程

(最終改正：令和7年6月23日 和歌山県警察本部訓令第21号)

運転免許行政処分事務取扱規程を次のように定める。

運転免許行政処分事務取扱規程

運転免許行政処分事務取扱規程（平成21年和歌山県警察本部訓令第25号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年和歌山県公安委員会規則第9号）及び和歌山県自動車等運転免許行政処分規程（昭和41年和歌山県公安委員会規則第3号。以下「処分規程」という。）第5条の規定に基づき、点数制度による行政処分事務に関する標準的な事務の取扱いを定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察署等 警察署及び交通事件を管轄する警察本部所属をいう。
- (2) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (3) 取締り警察官等 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (4) 一般違反行為 自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (5) 特定違反行為 令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (6) 違反行為 一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (7) 人身事故等 人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (8) 違反報告書 次に掲げる報告書類をいう。

ア 交通切符、交通反則切符及び点数切符（以下「交通切符等」という。）を適用した違反行為に係る取締り原票（別記様式第1号及び別記様式第1号の2）

イ 交通切符等適用外の違反行為及び人身事故等に係る行政処分原票（別記様式第2号）

ウ 違反外行為（法第90条第1項（第4号を除く。）及び第103条第1項（第5号を除く。）の規定に該当するものをいう。以下同じ。）に係る運転免許行政処分（重大違反唆し・危険性帯有）上申書（別記様式第3号）

エ 拒否、保留、事後取消し及び事後停止に係る運転免許行政処分（拒否・保留等）上申書（別記様式第4号）

オ その他行政処分に関する報告書類

- (9) 違反等登録 警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第5号ほか。以下「運転者管理業務実施要領」という。）で定める違反登録及び事故登録をいう。
- (10) 抹消登録 運転者管理業務実施要領で定める不適格事由抹消登録をいう。
- (11) 違反等登録票 警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（令和7年3月10日付け警察庁丁運発第112号ほか。以下「運転者管理業務実施細則」という。）で定める違反登録票及び事故登録票をいう。
- (12) 処分登録 運転者管理業務実施要領で定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (13) 処分猶予登録 運転者管理業務実施要領で定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。
- (14) 処分手配登録 運転者管理業務実施要領で定める処分手配登録をいう。
- (15) 処分短縮登録 運転者管理業務実施要領で定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (16) 行政処分関係書類 違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (17) 免許の停止等 法第90条第1項、法第103条第1項若しくは第4項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に係る運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (18) 行政処分 免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (19) 行政指導 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の規定により、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。
- (20) 違反照会 運転者管理業務実施要領で定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (21) 点数通報 運転者管理業務実施要領で定める新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に、警察庁長官官房技術企画課情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。
- (22) 点数通報書 点数通報を都道府県警察において印字した資料をいう。
- (23) 処分決定 行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (24) 処分書等 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3若しくは別記様式第13の4の処分通知書及び府令別記様式第19の3の3若しくは別記様式第22の6の処分書をいう。
- (25) 処分書等の交付 処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (26) 出頭通知 処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書を交付するための出頭を求める通知をいう。

- (27) 停止処分者講習 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (28) 違反者講習 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (29) 処分移送通知書 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分移送通知書をいう。
- (30) 処分事案の移送 処分事由が発生した時における運転者の住所地が、当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。
- (31) 違反者講習該当事案の移送 違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (32) 処分決定通知 処分決定（免許の拒否及び保留を除く。）を行った時における当該処分に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定（免許の拒否及び保留を除く。）を行った旨の通知をいう。
- (33) 処分執行依頼 処分決定を行った当該者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。
- (34) 処分執行通知 処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。
- (35) みなす処分 過去の違反行為に係る免許の拒否、保留、事後取消し又は事後停止の処分はできないが、令別表第三備考の一の3及び4の規定に該当し、かつ、当該違反行為が前歴となる場合において、当該前歴を付すための違反行為をした日と同一の日に1日間の拒否又は保留の処分を受けたものとみなして行う新規免許試験に合格した者に対する処分の登録をいう。
- (36) 「免許証」とは、運転免許証をいう。
- (37) 「マイナ免許証」とは、免許情報記録個人番号カードをいう。
- (38) 「免許証等」とは、免許証又はマイナ免許証をいう。

（都道府県警察間の連絡・協力）

第3条 違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務は、関係する都道府県警察と緊密な連絡と協力の下に行うこと。

（迅速かつ確実な行政処分）

第4条 点数制度による行政処分は、違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これら登録を迅速かつ確実に行うこと。

2 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ確実に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路

交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

（能率的な事務処理の推進）

第5条 迅速かつ確実な行政処分のため、警察本部における専門的な事務処理体制を整備するとともに、捜査担当部門との連携を図るなどし、効率的な行政処分事務の推進に努めるものとする。

（違反行為の発見報告）

第6条 取締り警察官等は、点数評価の対象となる違反行為等を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、当該事故登録に必要な事項を即報すること。

2 取締り警察官等は、点数制度による行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うこと。

3 取締り警察官等は、違反報告書に係る人身事故等が第15条の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

（違反等登録票の作成）

第7条 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案以外の事案について、違反等登録票を作成するものとする。

2 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警察職員の中から、違反等登録票作成責任者を指定し、違反等登録票の作成を当該者に一元的に行わせるものとする。ただし、特異事案（逃走事案又は重大違反唆し事案をいう。）等については、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において作成するものとする。

（違反等登録票の点検）

第8条 警察署長等は、巡査部長以上の階級にある交通担当幹部の中から、違反等登録票に関する審査責任者を指定し、審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導及び教養を行うものとする。

2 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。

3 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。

4 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が第15条の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

（行政処分関係書類の送付）

第9条 違反報告書により報告を受けた警察署長等は、別表第1に規定する違反報告書添付書類一覧表の区分に従い、人身事故、建造物損壊事故及び当て逃げ物損事故（以下この条においてこれらを「人身事故等」という。）については行政処分送付書（別記様式第5号）により、違反行為（別表1に定める違反行為のうち、人身事故等を除いたもの

をいう。)については行政処分送付書(別記様式第5号の2)により、特別な理由がない限り、第10条に規定する送付期限までに、運転免許課長を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に送付しなければならない。

- 2 6点以上の点数が付されることがとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分関係書類を送付するときは、違反報告書の所要の欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。この場合において、第10条に規定する送付期限までに行政処分関係書類を作成することができないときは、できる限り速やかに関係書類を作成し、行政処分関係書類追送書(別記様式第6号)により追送するものとする。

(行政処分関係書類の送付期限)

第10条 行政処分関係書類の送付は、次の要領によって行うものとする。

(1) 仮停止事案

ア 仮停止をした警察署長は、直ちに運転免許課に、当該事案の事故登録に必要な事項を電話により即報するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付すること。

イ アの即報を受理した運転免許課は、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号(対象者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録の番号)を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、直ちに事故登録を行うこと。

ウ 運転免許課長は、イに規定する場合において、当該事案について法第103条第1項、第2項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分を行う公安委員会が本県以外の公安委員会であるときは、直ちに当該都道府県警察に対し、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号(対象者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録の番号)を電話連絡すること。

エ 運転免許課長は、他の都道府県警察の行政処分担当課から和歌山県公安委員会が法第103条第1項、第2項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分を行うものとして、ウの規定に準じた電話連絡を受けたときは、当該都道府県警察で仮停止を受けた者の違反照会を行い、当該照会に係る回答に基づいて意見の聴取の準備を行うこと。

オ ウに規定する場合において、仮停止をした警察署長は、速やかに行政処分関係書類を当該都道府県警察に送付すること。

(2) 三者即日処理の日に処分書の交付をする事案

法第109条第5項の規定により、出頭の日時及び場所の告知を行う場合は、三者即日処理日に出頭日を定めるとともに、当該期日までに処分書を交付するための違反等登録を行うこと。

(3) 人身事故等に係る事案(仮停止事案を除く。)

ア 当該事故の取調べの際に意見の聴取の通知をした事案については、第1号の仮停止事案の例に準ずること。

イ アに規定する事案以外の事案については、事故発生時から遅くとも48時間以内に行政処分関係書類の送付手続を終了し、事故発生の翌日から10日以内に送達させること。

(4) 第1号から第3号までに掲げる事案以外の事案

警察署等において違反報告書を受理した日の翌日（休日の場合は、その翌日）までに行政処分関係書類の送付手続を終了し、交通反則切符、交通切符及び点数切符に係る違反については違反の翌日から5日以内に、その他の違反行為については違反の翌日から10日以内に送達させること。

（行政処分関係書類の決裁等）

第11条 行政処分関係書類の運転免許課への送付に関する事務は、和歌山県警察処務規程（平成22年和歌山県警察本部訓令第2号）第4条の規定にかかわらず、審査責任者が専決できるものとする。

2 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかったものを、当該事件簿等の余白に明記するものとする。

3 警察署長等は、第2項の事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導及び監督し、違反発見報告のあった事案の適正な処理に配慮するものとする。

4 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を運転免許課長に連絡すること。

（運転免許課長の措置）

第12条 警察署長等から送付された行政処分関係書類には、その受理の日又は遅くともその翌日（休日の場合は、その翌日）までの間に、所要のコード記載を行うものとする。

2 運転免許課長は、運転免許課の警部補以上の階級にある警察官の中から行政処分関係書類点検責任者を指定し、当該者が行政処分関係書類の点検及び警察署等の違反等登録票作成責任者に対する指導及び教養が十分に行われるよう配慮するものとする。

（違反等登録審査官の指定）

第13条 運転免許課に違反等登録審査官（警部補以上の階級にある警察官に限る。）を置く。

2 違反等登録審査官は、運転免許課長が指定する。

（違反等登録審査）

第14条 違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、交通事故の不注意の程度の認定基準（別表第2）の「重い」又は「軽い」の区分について行うものとする。

（違反等登録除外）

第15条 違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在又は事実誤認があると認めたとき等は、当該事案を違反等登録から除外するものとする。

また、交通事故に係る事案について交通事故に関する登録除外事由（別表第3）に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録から除外するものとする。

(違反等登録の迅速処理)

第16条 違反等登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了を待って直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来たことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査や訂正報告書の作成を求めるものとする。

(違反等登録の決裁)

第17条 違反等登録は、和歌山県警察処務規程第4条の規定にかかわらず、違反等登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官が専決できるものとする。

2 違反等登録審査官は、前項により専決した場合には、その取扱い状況を違反等登録日報(別記様式第7号)により、運転免許課長に報告しなければならない。

3 第15条に規定する違反等登録除外に関する事務の決裁は、違反等登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要の欄に付記した上で、個々の事案について運転免許課長の決裁を受けなければならない。

(違反等登録除外の特例)

第18条 本県以外の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻すものとする。この場合において、差し戻した事案の違反等登録の変更又は違反等登録除外については、発生地を管轄する都道府県警察において行われる。

2 警察署長等は、違反報告書を送付した後、登録の変更又は抹消の事由が生じたときは、速やかに当該事由を明らかにして、当該事案を違反等登録事案の変更・抹消登録依頼書(別記様式第8号)により、運転免許課長に通知するものとする。

3 運転免許課長は、前項の規定による通知を受理したときは、その内容を審査し、当該事由が正当と認めたときは、登録の変更又は抹消を行うものとする。

(違反等登録を抹消登録する場合における措置等)

第19条 違反等登録を抹消登録する場合は、次の措置等を行うものとする。

(1) 行政処分等の調査と是正措置

運転免許課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導(以下「行政処分等」という。)の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

運転免許課長は、前号の抹消登録をした場合で当該抹消登録に係る者の住所地を管轄する都道府県警察が本県警察以外のときは、当該者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報するものとする。

(3) 免許を受けていない者への対応

ア 運転免許課長は、免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による免許の申請や受験相談の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、

当該者の住所地管轄の有無にかかわらず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

イ 運転免許課長は、アの場合において、当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないときは、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（別記様式第9号）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するとともに、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係（以下「警察庁行政処分係」という。）に報告するものとする。

ウ 運転免許課長は、他の都道府県警察の行政処分担当課長からイに規定する調査依頼に係る回答を受けたときは、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告するものとする。

エ 運転免許課長は、他の都道府県警察の行政処分担当課長からイの規定に準じた調査依頼を受けたときは、当該調査を行うものとする。この場合において、当該調査の結果、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等を認めたときは、当該行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとする。

（違反等登録のある者による免許申請時等における適切な取扱いのための措置）

第20条 運転免許課長は、違反等登録のある者による免許申請や受験相談に対する適切な取扱いがなされるよう、当該申請等を受ける窓口の担当者に対して、当該者からの申請等があったときの違反照会の確実な実施、申請者等に対する丁寧な聞き取り、照会結果と聞き取り内容が異なる場合の運転免許課（他の都道府県警察による違反等登録の場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課）への確実な確認等に関して指導及び教養を行うものとする。

2 運転免許課長は、前項の免許申請等の窓口における違反等登録がある者に対する措置経過について、事後の問合せや紛議に適切に対応できるよう、免許申請等の窓口担当者等に対して、当該措置内容を明確に記録するための指導及び教養を行うものとする。

（処分量定の方法）

第21条 処分量定は、次のとおり行うものとする。

(1) 免許の拒否、保留

ア 新規免許の申請者に係る処分量定は、受理した点数通報の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該者の免許の停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報の違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別するものとする。

イ 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

(2) 免許の取消し、停止

点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違

反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

(3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとるものとする。

ア 処分基準点数に該当する場合

(7) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、本県内であるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をするものとする。

(4) 和歌山県公安委員会で違反等登録をした国際運転免許証等を所持する者について、当該者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行うものとする。

イ 処分基準点数に該当しない場合

当該違反行為に係る行政処分関係書類を保存すること。

（処分量定上の留意事項）

第22条 処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

- (1) 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないか否かを調べ、当該事情がある場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。
- (2) 当該交通事故が別表第2の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものである場合には、同表の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、当該事故が「小」に該当すると認めたときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

（処分量定に関する事務の決裁）

第23条 処分量定に関する事務の決裁は、事故の内容が定型的なものについては一括して、重要又は異例なものについては個別にそれぞれ決裁を受けるものとする。

（処分決定等）

第24条 処分の決定等については、次のとおり行うものとする。

(1) 意見の聴取等

意見の聴取等は、法及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）等の関係規定に従い行うものとする。

(2) 処分決定の決裁

ア 公安委員会の行政処分に係る事務のうち、本部長に委任されているものは、法第

114条の2に規定する免許の保留及び免許の効力の停止に関してのみであることから、これら以外の免許の取消し及び拒否並びに自動車等の運転の禁止に関しては、公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。この場合において、免許の拒否若しくは保留又は事後取消し若しくは事後停止を必要とする者については、意見の聴取規則第14条の規定により、提出を受けた弁明書又は録取した弁明書を添付しなければならない。

イ 人身事故等又は違反行為の内容が定型的なものの決裁の要領については、第23条の規定を準用する。

(3) 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書（別記様式第10号）を送付して行うものとする。

（処分移送通知書に関する事務）

第25条 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に係る処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

(1) 交通違反の場合

ア 点数通報書及び行政処分関係書類

イ 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定記録の写し

ウ その他違反事実の証明に必要な資料

(2) 交通事故の場合

ア 点数通報書及び行政処分関係書類

イ 実況見分調書の写し

ウ 供述調書（被疑者・被害者・参考人）の写し

エ 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し

オ その他違反事実の証明に必要な資料

2 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付するものとする。

3 処分移送通知書の理由及び備考欄の記載は、府令別記様式第19の処分移送通知書については別記第1の記載例により、府令別記様式第22の4の処分移送通知書については別記第2の記載例により、それぞれ行うものとする。

（処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送）

第26条 処分事案の移送は、行政処分関係書類送付書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 違反者講習該当事案の移送は、違反者講習関係書類送付書（別記様式第12号）により行うものとする。

3 前条第1項及び第2項は、処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。

4 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長において直送するものとする。

（処分執行担当者等）

第27条 行政処分の執行担当者は、運転免許課長、交通部交通機動隊長（以下「交通機動隊長」という。）、同高速道路交通警察隊長（以下「高速道路交通警察隊長」という。）及び警察署長とする。

2 次の各号に掲げる行政処分の執行担当者は、行政処分の決定があったときは、当該各号に定めるところにより処分の執行に当たるものとする。

(1) 運転免許課長 免許の取消し若しくは効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）の処分又は免許の拒否、保留、事後取消し若しくは事後停止の処分

(2) 交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長 仮免許に係る取消処分

(3) 当該処分を受ける者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）執行指示に係る処分及び処分猶予に関する処理

3 運転免許課長は、不出頭、不在決定その他の理由により行政処分の執行ができないときは、処分書等を送付し、所轄警察署長に執行を指示するものとする。

4 前項の規定により、処分書等の送付を受けた所轄警察署長は、できる限り速やかに、通知書（別記様式第16号）により当該処分を受ける者に出頭を求め、行政処分を執行するものとする。

5 所轄警察署長は、行政処分を執行したときは、速やかに当該処分を受ける者の氏名、処分種別、処分時間等を運転免許課長に電話連絡するものとする。

6 所轄警察署長は、当該処分を受ける者が死亡、所在不明、住所の変更等により、行政処分の執行が不能となったときは、行政処分執行不能報告書（別記様式第17号）により、当該処分書等を添え、速やかに運転免許課長に送付しなければならない。

7 運転免許課長は、前項に規定する執行の不能に係る処分を受ける者が他の警察署（本県に限る。）の管轄区域に居住している場合は、当該警察署長に当該処分の執行を指示するものとする。

8 運転免許課長は、処分猶予と決定した事案については、所轄警察署長に対し当該処分猶予に係る措置を依頼するものとする。

9 前項の規定により依頼を受けた所轄警察署長は、被処分猶予者に出頭を求め、処分猶予とした理由等を告知するとともに、処分猶予てん末書（別記様式第18号）の提出を求めるものとする。

10 所轄警察署長は、前項に規定する措置を行った場合は、処分猶予処理報告書（別記様式第19号）により、処分猶予てん末書を添付して、運転免許課長に送付するものとする。
（処分書等の交付の方法）

第28条 処分書等の交付は、次のとおり行うものとする。

(1) 免許の取消し又は効力の停止の場合は、当該処分を受ける者に対し処分の内容を口頭で告知した上、運転免許取消（停止）処分書（府令別記様式第19の3の3）を交付して行い、当該処分を受ける者が免許証を有する者であるときは免許証を返納又は提出させ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証を提示させ当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消するものとする。ただし、仮免許の取消しの場合は、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は警察署長は、仮運転免許取消事案発生報告（別記様式第20号）により、運転免許課長を経由して本部長の決裁を受けた後、仮運転免許取消し処分通知書（府令別記様式第19の4）により仮免許の取消しを通知し、

仮運転免許証を返納させるものとする。

- (2) 免許の拒否又は保留の場合は、当該処分を受ける者に対し処分の内容を告知した上、運転免許拒否（保留）処分通知書（府令別記様式第13の3）により通知して行うものとする。
- (3) 免許の事後取消し又は事後停止の場合は、当該処分を受ける者に対し処分の内容を告知した上、運転免許取消（停止）処分通知書（府令別記様式第13の4）により通知して行い、当該処分を受ける者が免許証を有する者であるときは免許証を返納又は提出させ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証を提示させ当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消するものとする。
- (4) 国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止の場合は、当該処分を受ける者に対し処分の内容を口頭で告知した上、自動車等の運転禁止処分書（府令別記様式第22の6）を交付して行い、当該免許証を提出させるものとする。
- (5) みなす処分の通知は、次の区分により、みなす処分連絡書（別記様式第21号）を交付して行うものとする。
 - ア 免許を保留した者が、免許証を有する者である場合は当該処分終了後の免許証交付の際に、マイナ免許証を有する者である場合は当該処分終了後にマイナ免許証に係る免許情報を記録するとき。
 - イ 事後停止した者が、免許証を有する者である場合は当該処分終了後の免許証返還の際に、マイナ免許証を有する者である場合は当該処分終了後にマイナ免許証に係る免許情報を記録するとき。
 - ウ 免許の保留及び事後停止をしなかった者が、免許証を有する者である場合は免許証交付の際に、マイナ免許証を有する者である場合はマイナ免許証に係る免許情報を記録するとき。
- (6) 運転免許課長は、他の公安委員会又は本部長から、仮免許を受けた者に係る取消事案について連絡を受けたときは、直ちに処分執行のための出頭日時及び場所を決定し、当該処分を受ける者に通知するものとする。
- (7) 第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する者が、国際運転免許証等を所持している場合であって、免許証を有する者であるときは免許証を返納又は提出させ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証を提示させ当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消するとともに、国際運転免許証等を提出させるものとする。

（処分書等交付の際の留意事項）

第29条 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。

- 2 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この場合、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について必ず指導するとともに、免許証を有する者であるときは免許証を返納又は提出させ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証を提示させ当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。
- 3 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に規定する不利益処分に対する不服申立てに関する手続きを書面で教示すること。

4 第2項に規定する口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

(1) 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合

ア その者が、免許を受けている者である場合には、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明するものとする。ただし、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に処分書等を交付するものとする。

イ その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等が一致したときであっても、なお、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付するものとする。

(2) 過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合
申立てが、違反行為の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

(3) 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて審査するものとする。

（処分執行通知）

第30条 和歌山県公安委員会において処分決定したときの当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会への処分執行通知は、処分執行通知書（別記様式第13号）を送付して行うものとする。

2 和歌山県公安委員会において処分決定した場合において、当該処分決定に係る者の住所地を管轄する他の公安委員会に第32条に規定する処分執行依頼をしたときは、当該処分執行を行った公安委員会から第33条第2項に規定する執行依頼処分通知書（別記様式第15号）の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

3 他の公安委員会において処分決定した場合において、当該処分決定に係る者の住所地が本県内であり、当該公安委員会からの処分執行依頼に基づき和歌山県公安委員会が処分執行したときは、当該公安委員会に第33条第2項に規定する執行依頼処分通知書を送付するものとする。

（停止期間満了又は停止処分解除時の措置）

第31条 処分を受けた者（以下この条において「当該者」という。）が、処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

(1) 当該者が免許証の返還のみを希望したとき

当該者に対して免許証を返還すること。

(2) 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望したとき

当該者に対して免許証を返還するとともに、その者から特定免許情報記録申請書の

提出及び個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）の提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

- (3) 当該者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望したとき

当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

2 当該者が、処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合

- (1) 当該者が免許証の返還のみを希望したとき

前項第1号の規定と同様とする。

また、免許証の返還の際には、特定免許情報記録手数料が免除される者から誤って手数料を徴収すること（以下「特定免許情報記録手数料の誤徴収」という。）のないよう第4項第2号イの措置を行うことを徹底すること。

- (2) 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望したとき

前項第2号の規定と同様とする。

- (3) 当該者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望したとき

前項第3号の規定と同様とする。

3 当該者が、処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

- (1) 当該者が特定免許情報の記録のみを希望したとき

当該者から特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

- (2) 当該者が、特定免許情報の記録及び免許証の交付を希望したとき

当該者から免許証の交付を受ける旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

- (3) 当該者が免許証の交付のみを希望したとき

当該者から運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）の提出を受けて、免許証を交付すること。

また、免許証の交付の際には、特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無のため第4項第2号イの措置を行うことを徹底すること。

4 特定免許情報記録手数料の取扱いについて

- (1) 特定免許情報記録手数料が免除される者

停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受け、停止期間の満了又は停止処分の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「初回の特定免許情報の記録に該当する者」という。）については、特定免許情報記録手数料を徴収しないとされていること（法第112条第1項第4号の2及び令第43条第4項第1号）に留意すること。

ア 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

イ 法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許

に係るものを除く。)の交付を受けようとする際に特定免許情報の記録申請をした者

(2) 特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無に向けた措置

ア 処分執行時の教示事項

初回の特定免許情報の記録に該当する者を把握し、特定免許情報記録手数料の誤徴収を防止するために、当該者が停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受けた者である場合は、処分執行時にその者に対して「停止期間満了及び停止処分の解除に際して、特定免許情報の記録を申請する場合は、有効なマイナンバーカードが必要である」旨を教示すること。

イ 当該者が初回の特定免許情報の記録を受けなかった場合の措置

当該者が停止期間の満了又は停止処分の解除に際して、マイナンバーカードの紛失等の事情により、初回の特定免許情報の記録を受けないまま、免許証の還付又は新たに免許証の交付を受けた場合(第2項第1号及び第3項第3号)は、初回の特定免許情報の記録に該当する者を把握し特定免許情報記録手数料の誤徴収を防止するために、以下の措置を講じること。

(7) 返還又は新たに交付する免許証の裏面に「特定免許情報記録が未了 年 月 日 和歌山県公安委員会」と記載する。

(4) 当該者を把握するために、運転者管理業務実施細則に定める違反外手配登録(資料区分95、事案名993：その他手配)を行うとともに、当該者が特定免許情報を記録又は免許証等の更新を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となるまで管理する。

なお、当該者が特定免許情報記録手数料の免除の対象となった場合は、確実に手配登録を解除するとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿にその情報を記載すること。

また、当該者が転出により、手配登録を行った公安委員会(以下「手配公安委員会」という。)と別の公安委員会において、特定免許情報を記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合には、転出先の公安委員会から、手配公安委員会に連絡し、手配公安委員会において手配登録の解除を行うとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿にその状況を記載すること。

5 免許交付手数料の徴収について

第3項第2号又は第3号の場合において免許証を交付するときは、免許証交付手数料を徴収すること。

(処分執行依頼)

第32条 他の公安委員会に処分執行依頼を行う場合は、処分執行依頼書(別記様式第14号)に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び第29条第3項に規定する不服申立てに関する教示に用いた書面並びに当該処分に係る運転者管理業務実施細則で定める「違反事故処分・短縮・手配等登録票」(資料区分、処分登録公安委員会コード(警察署コード)、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの)の写しを添付して行うものとする。この場合において、行政処分に係る者に交付する処分書等の余白欄に取扱事項等を

記載しているときは、当該記載を抹消すること。

- 2 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、処分決定通知・処分執行依頼書（別記様式第10号の2）により行うものとし、処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

（処分執行依頼を受けた場合の措置）

第33条 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、第29条の規定に準じて行うものとする。

なお、行政処分に係る者が処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の停止処分に伴う免許情報記録の抹消については、和歌山県公安委員会において行うこととする。

- 2 他の公安委員会から処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された免許証（当該者が処分執行時に免許証を有する者である場合に限る。）とともに、執行依頼処分通知書（別記様式第15号）に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、当該処分執行依頼元の公安委員会に送付するものとする。ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、和歌山県公安委員会において免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「免許証は、当県において返還」と記載し、当該免許証の送付は要しないものとする。

- 3 他の公安委員会から処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し停止処分に伴う免許情報記録を抹消した場合において、同人が停止期間の満了又は停止処分の解除に際してマイナンバーカードへの特定免許情報の記録を希望したときは、和歌山県公安委員会において、特定免許情報の記録（初回の特定免許情報の記録に限る）ができるものとする。この場合において、行政処分に係る者が処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有していた場合は、免許証の返還を和歌山県公安委員会において行う場合に限り、特定免許情報の記録ができるものとし、かつ当該特定免許情報の記録は免許証の返還と同一機会に限るものとする。

（処分登録）

第34条 処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

- 2 他の公安委員会から依頼を受けて処分書等を交付した場合は、運転免許課において処分登録を行うものとする。

（処分猶予登録）

第35条 適正な処分猶予登録を行うため、処分猶予登録は、運転免許課長の決裁を受けた後に行うものとする。

- 2 運転免許課長の決裁は、運転者管理業務実施細則で定める違反事故処分・短縮・手配等登録票の欄外に「処分猶予」と朱書し、その部分又は所定の決裁欄に決裁印を押印するものとする。

（処分手配登録）

第36条 処分執行依頼を行う場合は、処分手配登録をした後、処分執行依頼書を他の公安委員会に送付するものとする。

- 2 違反者講習に係る事案の処分手配登録は、違反者講習通知を行った者で、違反者講習を受講せず所在不明と認めた者について行うものとする。

3 その他の事案の処分手配登録は、概ね次に掲げる者について行うものとする。

- (1) 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者
- (2) 2 回目の出頭通知に応じない者
- (3) その他処分手配登録を必要と認めた者

(停止処分者講習申出時の処理)

第37条 運転免許課長は、被処分者から停止処分者講習の申出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 運転免許課長は、停止等の処分を執行した場合において、その当日、当該処分に係る講習が行われているときは、和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第28条第2項に規定する停止処分者講習受講申出書（以下「受講申出書」という。）の提出を受ける際に講習手数料を受理すること。
- (2) 運転免許課長は、前号以外の場合においては、行政処分講習指定書（別記様式第22号）により講習日時及び場所を指定し、講習手数料は、講習場所において受講申出書を受ける際に受理すること。

(講習場所における事務処理)

第38条 運転免許課長は、講習当日、講習場所において、次の事務を処理するものとする。

- (1) 免許停止等の処分を執行すること（処分執行済みの者を除く。）。
- (2) 処分を受けた者から講習の申出があった場合は、前条第1号の規定により処理すること。
- (3) 処分期間の短縮は、考査の結果により処分規程に基づき、処分期間の短縮日数を算出し通知すること。
- (4) 停止期間の短縮により、翌日処分を解除することとなった者に対しては、講習終了時に免許証を有する者であるときは免許証を返還し、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証に係る免許情報を記録すること。この場合において、備考欄には「 年 月 日 済み」と免許証の場合は記載し、マイナ免許証の場合は記録すること。
- (5) 前号以外の者に係る免許証は、停止処分免許証送付書（別記様式第23号）により所轄警察署長に送付すること。

(処分短縮登録)

第39条 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

2 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

3 停止処分者講習の受講の申出があった場合に、他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該処分短縮登録は、次により行うものとする。

- (1) 講習の受講を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認すること。
- (2) 住所変更について免許証記載事項変更の手続を行わせること。
- (3) 処分を行った都道府県警察に連絡して、違反事故処分・短縮・手配等登録票の作成に必要な事項を確認すること。
- (4) 処分の短縮を決定したときは、前号によって作成した違反事故処分・短縮・手配等登録票によって短縮登録を行うこと。

(行政処分関係書類等の保存)

第40条 行政処分関係書類等の保存は、次により行うものとする。

- (1) 行政処分関係書類等は、処分決定年月日順に整理し、次の区分により保存すること。
 - ア 一般違反行為を理由として処分執行した事案 8年
 - イ 特定違反行為を理由として処分執行した事案 13年
- (2) 処分を決定したが、処分書等未交付のままで、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理して次の区分により保存し、その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。
 - ア 一般違反行為を理由として処分を決定した事案 10年3か月
 - イ 特定違反行為を理由として処分を決定した事案 15年3か月
- (3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。
- (4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次により整理保存すること。
 - ア 交通違反
警察署等の別に当該違反の発生年月日順に整理し、13年間保存する。
 - イ 交通事故
発生年月日順に整理し、13年間保存する。

(点数制度の広報)

第41条 交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、また、運転者講習会を利用するなどし、点数制度の周知に努めるものとする。

- 2 交通取締りの際に違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるよう、取締り警察官等に対する指導及び教養を定期的に行うものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日の処分書等の交付又は警告通知により知らされる旨を教示するものとし、取締り警察官等において計算した点数を教示することがないようにすること。

(処分を免れている者に対する執行の確保)

第42条 処分手配該当者を発見したときは、本県の事案はもちろん、他の都道府県警察の事案についても関係都道府県警察と相互の緊密な協力によって、その執行の確保に努めるものとする。

また、法第104条の3第2項の出頭命令制度を活用すること。

(処分を受けた者の無免許運転の防止)

第43条 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で停止処分者講習を受けない者については、取締り警察官等による計画的な監視及び指導を行うこと。

- 2 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする運転者であるときは、当該事業所等に対する指導を徹底すること。

(違反等前歴及び行政処分前歴照会の処理)

第44条 運転免許課長は、道路交通法違反事件等の送致その他交通事件の捜査等に関して、警察署長等から過去3年以内の違反等前歴及び行政処分前歴の照会を受理したときは、速やかに免許・違反事実照会を行い当該回答データを審査し、前歴照会回答簿（別記様式第24号）に記載の上、回答すること。

なお、関係書類については、5年間保存すること。

（受験資格に関する照会の処理）

第45条 免許試験の受験資格等についての照会を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受験資格の問い合わせについては、受験希望者本人からの、受験資格照会申請書（別記様式第25号）の提出により受理し、その際、必ず、本人であることを確認できる書類を添付させるものとする。
- (2) 警察署長は、前号に規定する問い合わせを受理したときは、運転免許課長にFAXにより照会するものとし、これを受理した運転免許課長は、直ちに免許・違反事実照会を行い、当該回答データにより、累積点数、拒否による欠格期間、保留期間、未処分データの有無等を確実に審査した上、文書又は電話により警察署長に回答すること。
- (3) 警察署長は、前号により回答を受理したときは、問合せ者本人に直接回答するものとする。
- (4) 第1号の規定により、運転免許課長が直接受理した場合には、第2号及び第3号の規定に準じて処理するものとする。
- (5) 問い合わせに関する回答を行った場合は、関係書類を1年間保存すること。

（細目的事項）

第46条 この規程に定めるもののほか、細目的事項については別に定める。

（別表省略）

（別記省略）